

総務委員会資料

平成26年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第1号

川崎市職員定数条例及び川崎市上下水道局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

参考資料 「川崎市職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表」及び「川崎市上下水道局企業職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表」

平成26年2月13日

総 務 局

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員定数条例 昭和26年8月15日条例第30号</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>7,427人</u>以内</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 35人以内</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 41人以内</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 <u>24人</u>以内</p> <p>(5) 教育委員会の所管に属する職員 <u>1,248人</u>以内</p> <p>(6) 人事委員会の事務部局の職員 17人以内</p> <p>(7) 農業委員会の事務部局の職員 9人以内</p> <p>(8) 消防職員 <u>1,403人</u>以内</p>	<p>○川崎市職員定数条例 昭和26年8月15日条例第30号</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>7,765人</u>以内</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 35人以内</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 41人以内</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 <u>25人</u>以内</p> <p>(5) 教育委員会の所管に属する職員 <u>1,262人</u>以内</p> <p>(6) 人事委員会の事務部局の職員 17人以内</p> <p>(7) 農業委員会の事務部局の職員 9人以内</p> <p>(8) 消防職員 <u>1,387人</u>以内</p>

川崎市上下水道局企業職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市上下水道局企業職員定数条例 昭和42年3月23日条例第13号</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、<u>1,089人</u>以内とする。</p>	<p>○川崎市上下水道局企業職員定数条例 昭和42年3月23日条例第13号</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、<u>1,175人</u>以内とする。</p>